ご利用者・ご家族　各位

介護支援専門員　各位

清山会医療福祉グループ

感染対策統括マネージャー

　鈴木 徳

新型コロナウイルス感染症への取り組みについて

　平素より当グループの運営にご理解とご協力をいただき、心より感謝を申し上げます。

さて、ご承知のように宮城県でも新型コロナウイルスの感染増加が伝えられております。当グループとしては、さまざまな障害をお持ちの高齢者が日常生活を維持する上で、介護保険サービスが果たす役割や責務を重く受け止め、感染予防を徹底し、水際対策を強化しながら、サービスの継続に努めて参ります。

しかし、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中で、県を跨いだ人の往来も再開され、より一層、施設内に新型コロナウイルスが持ち込まれるリスクが高まってきています。

こうした情勢を踏まえ、当グループでの取り組みを予め別紙にてご報告申し上げます。今後も感染予防にできる限り取り組んで参ります。

ご理解とご協力を下さいますよう、お願い申し上げます。

ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

医療介護部長　菊池 保　０２２－７７１－１８５２

（別紙）

新型コロナウイルスの感染防止に関する当グループの取り組み

【対策全般について】

①　新型コロナウイルスに関する対応マニュアル及びアクションリスト、エッセンシャルリスト等を作成し、対策を講じています（HP掲載）

②　感染症専門医（顧問）から、適宜新型コロナウイルス関する専門的な助言を受け、対策を講じています。

③　入居系施設においては感染者（疑い者）が発生した場合に集団感染を防ぐための想定訓練を行っています（ケア的コホーティング）

④　ケア的コホーティングに必要な工程表、シフト（例）等のシュミレーションを行い、コホートの準備を進めています。

⑤　感染者（疑い者）が発生した場合に使用する感染予防具の作成、サージカルマスクや手指消毒用アルコール等の補充を積極的に行い、必要量をストックしています。

⑥　入居系施設で感染者（疑い者）を対応するために、職員に配慮基準を設け、事前アンケート、面談で本人や職員の家族の意向を確認し、感染区域を担当する職員を育成しています。

⑪　新型コロナウイルスに関する相談窓口を設け、いつでも相談していただける環境を整えています。

【職員に対して】

① 毎日3回、出勤前・出勤時・退勤前の検温を実施しています。

②　職員に発熱や風邪症状があった場合は出勤を認めず、感染の流行時期には、最低8日間（症状消失後3日間）の自宅待機を命じています。

③　プライベートの時間であっても、カラオケ店やパチンコ店等の三密状況（密集場所、密閉空間、密接場面）を避け、人の往来が多い場所に出入りしていないかなど、毎日申告させ、感染の流行時期に判明した場合は14日間の自宅待機を命じています。

④　職員の同居家族においても、感染の流行時期に発熱や風邪症状があった場合、および冠婚葬祭などの三密状況への出入りがあった場合、さらに感染流行地への出入りがあった場合は、職員に１４日間の自宅待機を命じています。

⑤　マスクの常時着用、手洗い・手指消毒の励行、1時間ごとの換気、共用部分の消毒を徹底しています。

⑥　新しい生活様式に沿った行動を自己チェックし、週1回上司に報告しています。

⑦　感染の流行時期には、グループ内での職員の往来も制限し、会議などもテレビ会議で行っています。

⑧　全職員に対し、新型コロナウイルスに関する参考文献等を閲覧させ、感染予防に対する教育を行っています。

⑨　感染（疑い者を含む）区域を担当する職員へ感染予防具の着脱、実践を想定した模擬訓練を行っています。

⑩　可能な部署には、職員のテレワーク、時差出勤、ローテション勤務を命じています。

【ご利用者に対して】

①　毎日2回、午前と午後に検温を実施しています。

②　食事の際など、手指消毒や手洗いを行っていただいています。

③　リハビリやレクリエーションなどでは三密状況（密集場所、密閉空間、密接場面）にならないように配慮しています。

④　外への買い物や散歩なども、三密状況（密集場所、密閉空間、密接場面）にならないように配慮しています。

⑤　感染の流行時期に、やむを得ず外出しなければならない場合は、マスク着用と手指衛生の徹底を行っていただいています。

⑥　行政の指導もあり、感染の流行時期にはご自宅への外泊やご家族との面会も控えていただいています。ご希望者には、ZOOMで面会ができるように配慮しています。

⑦　入居系施設では、発熱や風邪症状の有症状者をチェックし、万一の施設内での発生を早期に把握できるようにしています。

⑧　通所系施設については、感染の流行時期にご本人や同居家族に発熱や風邪症状があった場合は、マスク着用と手指衛生のご協力を強くお願いし、必要に応じて最低8日間（症状消失後3日間）の自宅待機を行っていただいています。

⑨　通所系施設を休業せざるを得なくなった場合、電話での現状確認、訪問サービス支援を行っています。

【その他】

①　業者等の施設への立ち入りについては、検温と問診表による確認を行い、該当項目があれば内部への立ち入りを制限し、可能な限り施設外で応対するようにしています。

②　感染の流行時期には、実習生、ボランティア、業者等の施設への立ち入りを制限しています。

③　入居系施設への往診については、感染の流行時期には、出来る限り電話再診や遠隔診療で対応するように行っていただいています。